

交通局発注の随意契約に関する調査報告

(第3次)

平成27年1月30日

大 阪 市

交通局発注の公募型プロポーザル案件に関わる関係業者等との会食問題や不自然な公募審査に端を発し、平成 26 年 11 月 11 日開催の大阪市入札等監視委員会において審議いただいた「交通局発注の随意契約調査の実施方針」に基づき調査を実施、平成 26 年 12 月 16 日開催の同委員会において、「交通局発注の随意契約に関する調査報告（第 2 次）」を報告、審議いただき、一定のとりまとめを行うとともに、今回、市会や報道により問題点の指摘等があった個別事案について、補足的に調査を実施してまいりました。

調査結果からは、これまで本市が推進してきた随意契約適正化の取組みが、交通局においては十分に機能していなかった事実が明らかとなり、その原因と背景は以下の点が考えられました。

1 点目に、随意契約チェック機能の不備として、

契約事務審査会の審議体制が不十分であったこと、

随意契約結果公表を行う事務執行体制が不十分であったこと、

プロポーザル等方式について本市職員のみを審査委員とするなど審査方法が不適切であったこと、

2 点目に、職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足として、

適切な事務処理についての認識が不足していたこと、

契約事務に関する諸規程に関して、規程自体の整備漏れや規程に対する理解・知識の不足、が、あげられます。

これらについては、交通局が所管する事業特性による職場風土の影響があったものと考えられますが、今後、他の各区・各局等の所属においても、起こりうる可能性を完全に否定することはできません。

調査結果をふまえて、随意契約のチェック機能が確実に働くよう、交通局のみならず、各区・各局等全所属における再発防止に向けた対応策・改善策の取組みの方向性をとりまとめました。

1 再発防止に向けた取組み

(1) 具体的な対応策・改善策

ア これまでの取組みについて

関係業者との不適切な会食や、公募型プロポーザルの事務手続きに問題があった点について、適正な業者対応と事務処理が徹底されるよう、関係各規程の改正など、次の取組みを実施してきた。

① 契約関係各規程の改正

● 「公正契約職務執行マニュアル」の改正（平成 26 年 11 月）

契約担当職員の行動規範・心構えを定めたマニュアル（平成 11 年 12 月策定）

【改正点】

- 対象職員は、特別職（ただし、市長・副市長、市会議員を除く）も含むこととし、本市の契約事務担当職員のすべてを対象

● 「大阪市公募型プロポーザル方式ガイドライン」の改正（平成 26 年 11 月）

業務委託契約の公募型プロポーザル方式の適正な運用を図ることを目的に策定した

ガイドライン（平成 25 年 12 月策定）

【改正点】

- ・選定委員会の審査委員について「原則として庁外の学識経験者等」としているところ、意思決定を行う又は意思決定に関与する本市職員を委員とすることが適切でない旨、明確化。
- ・審査委員についても、当該案件の審査期間中は、関係業者との会食等の禁止事項を遵守するよう就任時に書面で説明。

② 職員への研修の実施

契約事務コンプライアンス研修を実施し、上記マニュアル等の改正内容についてその趣旨も含めて、契約管財局職員が解説し、周知・徹底を図った。

● 契約管財局主催（全所属対象）

- ・所属長対象

平成 26 年 11 月 14 日(金)午前 11 時開催 (受講者数 43名)

- ・課長級職員対象

平成 26 年 12 月 24 日(水)午後 3 時開催 (受講者数 98名)

- ・実務担当者対象

平成 26 年 11 月 13 日(木)午後 1 時 30 分開催 (受講者数 173名)

● 交通局主催（契約管財局職員派遣研修）

- ・交通局課長級以上職員対象

平成 26 年 12 月 18 日(木)午後 1 時 30 分開催
// 12 月 22 日(月)午前 9 時開催 } (受講者数 131名)

- ・交通局係長級職員対象

平成 27 年 1 月 22 日(木)・23 日(金)開催 (受講者数 354名)

イ 今後の取組みについて

随意契約適正化の PDCA が有効に機能していなかった点について、次の取組みを実施し、適正化を確保する。

① 全所属を対象とした取組み

● 契約事務審査会の設置根拠規定の明確化

契約事務審査会の設置については、平成 22 年 2 月 24 日付の各所属長あて通知をその根拠としているが、根拠規定の明確化を図り、事務取扱いの風化を防止するため、全市版の契約事務審査会設置要綱（仮）を制定する。 【平成 26 年度中実施予定】

● 入札等監視委員会での各所属契約事務審査会の審議状況のチェック強化

契約事務審査会での審議状況の報告内容について、審議件数のみでなく対象案件の母数についても報告を要することし、全件審議を促す。 【平成 27 年 4 月実施予定】

* 各所属での契約事務審査会の審議状況については、これまでも前年度の審議状況を次年度に入札等監視委員会へ報告、調査・審議のうえ、改善点などのご意見をいただいている。

● 契約事務研修の充実について

今回の不祥事案の再発防止に向けた取組みの周知徹底とコンプライアンス意識の醸成を図るため、研修内容を充実するとともに、各所属への契約管財局職員の派遣研修についても積極的に展開する。 【平成 27 年度～実施予定】

* 契約事務研修については、契約事務に関する知識の習得による適正な事務手続きの遂行と、コンプライアンス意識や公務員倫理の醸成を図ることを目的として、「大阪市における契約事務研修の実施方針」を平成 26 年 5 月に策定し、階層別に計画的な研修を実施することとしている。

● 関係ガイドライン等の改正

今回の不祥事案の発生及び調査結果を受けて、適正な随意契約についての理解・知識がより深まるよう、関係ガイドライン等の記載内容の充実化を図る。

・大阪市随意契約ガイドライン

・公正契約職務執行マニュアル など 【平成 26 年度中実施予定】

② 交通局の独自取組み

● 交通局契約事務審査委員会の審議体制強化（対象案件の全件審議）

- ・外部審査委員の増員 【平成 26 年度中実施予定】
- ・委員会開催回数の増加（2か月に1回→1か月に1回）【平成 27 年 1 月実施済み】
- ・審議済み案件への審議番号の付与による審議状況のチェックの徹底 【平成 26 年度中実施予定】
- ・事務局専任職員の配置 など 【平成 27 年 1 月実施済み】

● 随意契約結果の公表の徹底

- ・局内での公表ルールの再周知と公表手続のチェックの徹底
- ・公表担当の専任職員の配置 【平成 27 年 1 月実施済み】

● 公募型プロポーザル方式等の適正な手続きの徹底

- ・プロポーザル方式等の適用についての契約事務審査委員会での審議の徹底。
- ・審査委員は例外なく全員を外部委員とし、審査委員の選任についても、契約事務審査委員会で審議。
- ・審査委員に対して、参加事業者に関係者がいないか自己申告を求める。
- ・採点基準について、契約事務審査会で審議・決定。
- ・選定結果の公表手続のチェックの徹底。 【平成 27 年 1 月実施済み】

● 調達課での契約事務の一元実施

- ・いわゆる調達契約（不動産、広告、乗車券販売手数料などを除く。）のすべてを調達課で契約 【平成 27 年 1 月実施済み】

● 契約事務のコンプライアンスの確保

- ・契約事務コンプライアンス研修の定期実施（年 1 回） 【平成 27 年度～実施予定】
- ・各部契約事務担当者の明確化による契約事務に関する通知等の情報共有化 【平成 27 年 4 月実施予定】
- ・検査調書の取扱いの適正化 など 【平成 27 年 4 月実施予定】

2 今後の対応について

本調査は、交通局で締結された随意契約について、その契約事務が適正に執行されたかを調査し、不適正な事案が認められた場合には、その原因・問題点等を明らかにし、交通局契約事務の適正化を図り、不適正な事案の再発防止と公正性の確保を目的に実施してきました。

調査の結果、「随意契約チェック機能の不備」や「職員のコンプライアンス意識の不足及び契約事務に関する知識の不足」が主たる原因・問題点であることが明らかとなり、今回の不祥事案の発生を契機として、交通局のみならず、各区・各局等全所属で再発防止に向けた取組みを実施することとしました。

今後、再発防止に向けた取組みの進捗管理を行い、取組み実行の徹底に努めてまいります。

なお、別途、外部監察チームが実施している調査についても、その結果が示された段階で、必要となる取組みについて検討を実施してまいります。